

14 施設関係

1 施設の内容

障害福祉サービスの施設では、自活に必要な知識や技能を学んだり、職業訓練などを受けることができます。また、重度障害の方については、各種のリハビリテーションや療護などを受けることもできます。

2 入所等の手続き方法

施設の入所等の手続きは、次のとおりとなっています。

なお、手続き前に希望する施設を見学し、説明を受けてください。

また、施設が満員の場合は、空きができるまでお待ちいただくことになります。

18歳未満	(障害児施設) 帯広児童相談所に障害児施設サービスの支給申請を行い、支給決定を受けた施設と保護者又は利用者との契約によりサービスを利用(施設入所)することとなります。	
	相談先	北海道帯広児童相談所 東1条南1丁目1-2 ☎22-5100
18歳以上	(市)障害福祉課に障害福祉サービスの支給申請を行い、障害福祉課から施設へ入所調整を行います。 入所順となりましたら、支給決定を受けた後、施設と契約し入所となります。	
	相談先	(市)障害福祉課 市役所1階 ☎65-4147

3 利用料

施設へ入所や通所する場合、必要により費用の一部を負担しなければなりません。

また、日常生活における費用(お小遣い等)は本人負担となります。

利用者負担額の決定	① 18歳未満の施設 → 北海道帯広児童相談所で決定 ② 18歳以上の施設 → (市)障害福祉課で決定
利用者負担割合	原則1割負担 ただし、課税状況等により負担上限月額が設定されています。